

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		きれいなまち推進事業			事業コード	0269
担当課等	所属名	環境部 資源循環推進課			担当係名	
	課長名	環境部 資源循環推進課	担当者名	環境部 資源循環推進課	電話番号	8324

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	環境との共生	コード 6	施策	地球環境への貢献	コード 3
	基本事業	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 4款 2項 1目 きれいなまち推進事業(006-01)	
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒(開始年度 7年度～)	
事務事業の概要	きれいなまち推進員を通じたごみ集積場所等の管理指導による廃棄物の適正処理や、町内会との連携を図ることにより、きれいなまちづくりを推進する。					
根拠法令等	盛岡市きれいなまち推進員規則					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
きれいなまち推進員制度は、保健衛生班長(盛岡地域)および衛生指導員(都南地域)を統合し、市と地域の一体的な取組を一層強化するとともに、専門性を高めることを目的に制度の見直しを行い、平成7年度に発足した。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
玉山区自治会連絡協議会から、きれいなまち推進員の報酬を自治会運営費補助金に含めて欲しいとの要望がでている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成22年度から盛岡・都南地域でのプラスチック製・紙製容器包装の分別収集が始まり、地域と協働でのごみ分別意識の向上をこれまで以上に図っていく必要がある。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	ごみの分け方・出し方のルールを守らない違反ごみ	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 違反ごみ件数	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) きれいなまち推進員を通じたごみの適正排出指導 23年度計画(23年度に計画している主な活動) きれいなまち推進員を通じたごみの適正排出指導	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 違反ごみ指導件数	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	ごみの分別ルールを守り、住みよいきれいなまちもりおかを作る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 違反ごみ処理件数 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	件
				B. 違反ごみ自主撤去件数 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	件
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	廃棄物の発生が抑制され、資源の再使用、再生利用が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	家庭系一般廃棄物の1人1日あたりの排出量(単位:g) 事業系一般廃棄物の年間排出量(単位:t) リサイクル率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	違反ごみ件数	件	計測不能	計測不能	計測不能	計測不能	計測不能	計測不能	年度
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	違反ごみ指導件数	件	376	265	300	512	450	450	26年度 200
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	違反ごみ処理件数	件	179	154	150	220	200	200	26年度 100
成果 指標B	違反ごみ自主撤去件数	件	197	111	150	292	250	250	年度 100
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	29,744	28,186	29,797	30,029	30,704	30,704	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	28,536	28,186	29,797	30,029	30,704	30,704	*****
	⑧その他	千円	1,208						*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	29,744	28,186	29,797	30,029	30,704	30,704	*****
延べ業務時間数		時間	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	*****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	60,944	59,386	60,997	61,229	61,904	61,904	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性 評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:ごみの適正排出の指導は、ごみの減量や資源再利用の推進につながる。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
理由:			
③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ	
	㊦「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他		
	理由:全市民が対象となる事業のため。		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？		
☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ		
㊦「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☒ その他			
理由:日頃の取組の積み重ねにより、きれいなまちづくりを目指す性質のため。			
有効性 評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:きれいなまち推進員や地域との連携による適正排出の指導啓発をより一層推進する。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:生活環境の保全や公衆衛生に影響が生じ、市民の健康で快適な生活が確保できなくなる。		
⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない		
事業名:			
※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？			
統廃合・連携検討	☐ できる ☐ できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ	
理由:			
効率性 評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:きれいなまち推進員の報酬等は、業務内容・活動状況から考えても妥当なもので、削減できない。		
⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ	
理由:最小限の人員で、効率化を図った事務を行っているため。			
公平性 評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:生活環境の保全や公衆衛生が向上することで、全市民の健康で快適な生活を確保することができる。		
⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ	
理由:生活環境の保全や公衆衛生の向上は、全市民が対象となるため。			

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革 改善 方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること きれいなまち推進員と町内会との連携の一層の推進を図る。アパートやマンション等の居住者の適正排出の指導を重点的に行う。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 地域ごとに事情が異なるため、個別の相談に対応していく。アパートやマンションの居住者については、分別ルールが守られない割合が大きく、地域や管理会社等と連携した啓発指導を行っていく。
----------------	---

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り, 反省点) きれいなまち推進員及び町内会の努力に加え、経済状況の反映などにより、違反ごみ件数は減少してきている。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"> → ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 </td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr></table> ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容 ごみの減量には、きれいなまち推進員及び町内会との連携が不可欠であり、今後も継続していくが、平成22年8月から開始したプラスチック製・紙製容器包装の分別に伴い、さらにきめ細かい啓発活動が必要となる。		☐ 終了	☒ 継続	→ ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止	☐ 休止							
☐ 終了	☒ 継続	→ ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携												
☐ 廃止	☐ 休止													